

令和2年4月8日
古賀市長 田辺 一城

政府の緊急事態宣言と福岡県の緊急事態措置を受けての本市の対応方針について
～「家庭保育」の推進のお願いや臨時休校等の措置の延長～

新型コロナウイルス感染症の拡大に対応するため、4月7日に安倍首相は福岡県を含む7都府県を対象として緊急事態宣言を発令しました。このことにより、福岡県知事は、感染拡大防止のためのさまざまな要請や指示が可能となり、同日から5月6日までの間に実施すべき緊急事態措置を示したところです。これらを受けて、本日、古賀市の対策本部で今後の対応についてあらためて検討し、以下の方針を決定しました。

特に、古賀市としては、福岡県が感染拡大を防ぐ重大な局面であることを踏まえ、**保育所や幼稚園に子どもさんが通っている全ての保護者の皆さんにおかれましては、極力「家庭保育」にご協力をいただくよう、お願いいたします。**ただし、医療従事者をはじめ必ず仕事を続けなければならない方や、ひとり親家庭で仕事を休むことが困難な方などやむを得ない事情がある方もいらっしゃると思いますので、保育所や幼稚園はご利用いただけます。これは厚生労働省が7日付で全国の自治体に出した通知の内容を踏まえ、古賀市として独自に判断しています。

また、市立小・中学校の臨時休校に伴い開設している自学・自習教室や学童保育所についても、これと同じ趣旨で、やむを得ない事情があるご家庭に配慮した子どもの居場所の確保の取り組みです。ご家庭での養育が原則ですので、ご協力をお願いいたします。あわせて、臨時休校や公共施設の閉館・貸出の中止などについて、緊急事態宣言の効力が及ぶ5月6日まで延長します。

さらに、今年度の小・中学校の運動会・体育会（5月）、および市内事業者の皆さんにご協力いただく中学生職業体験学習「ドリームステージ」（9月）について、中止することを決めました。

市民のみなさまの生活に影響を与える措置となりますが、感染拡大を防止するための重要な時期であり、引き続き感染防止策の徹底について、それぞれの行動が自らと大切な人を守り、ひいては地域社会を守ることにつながることを意識していただき、市の取組に対するご理解、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

記

1. 市内小・中学校の臨時休校について

市内小・中学校の臨時休校期間を5月6日（水）まで延長します。

2. 公共施設の閉館・貸出の中止について

公共施設の閉館・貸出の中止期間を5月6日（水）まで延長します。

3. 市主催の行事等について

一般市民を対象とした市主催の行事等について、中止または延期とする期間を5月6日（水）まで延長します。

4. 認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所・私立幼稚園・届出保育施設について

医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方など、やむを得ない事情があるご家庭に配慮した対応として、従来どおり開所します。

緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、5月6日（水）までの間、できる限りご家庭での保育にご協力をお願いします。（0歳児から2歳児クラスのお子さんと利用者負担額（保育料）を納付している場合には、利用者負担額（保育料）を日割り計算により減額します。）

5. 臨時休校に伴う学童保育所、自学・自習教室等の実施について

上記の保育所等と同様の趣旨のもと、子どもの居場所の確保として、「学童保育所」の開所、学校の教室を開放した「自学・自習教室」及び「小学校1年生特別自習教室」を行います。

○学童保育所

従来どおり開所を継続します。（平日：15時～・土曜：8時30分～）

○自学・自習教室

5月6日（水）まで実施を延長します。（土日祝を除く）

・実施日時 8：30～15：00

※ 開始時間を従来から30分早め、8：30からに変更

※ 「自学・自習教室」における配食事業については、従来どおり上記の期間においても継続して実施します。

○小学1年生特別自習教室

年齢段階を考慮して、「自学・自習教室」で対象外となっていた小学1年生に対し、教員の支援を受けながら自習を行う、特別な配慮として新たに取組を開始するものです。

・対象 小学1年生

・実施日時 4月13日（月）～5月6日（水）まで（土日祝を除く）

8：30～11：00

※ 11：00以降は学童保育所で受け入れ可能（現在学童保育所に登録している児童のみ）

・ 申込方法 (申込受付) 4月10日(金)・13日(月)

4月10日の入学手続きの際に配付される「臨時休校中における小学校1年生特別自習教室参加申込書」に必要事項を記入し、学校に申込書を持参してください。

※ 「自学・自習教室」における配食事業については、従来どおり上記の期間においても継続して実施します。なお、「小学1年生特別自習教室」でも利用可能です。

6. つどいの広場「でんでんむし」について

就学前までの子育て中の親子を対象としたつどいの広場「でんでんむし」については、利用人数の制限や、事前申し込み制などの感染症の拡大防止策を講じたうえで、従来の利用を継続します。

【問い合わせ先】

(感染症対策全般に関して)

古賀市 保健福祉部 予防健診課

TEL：092-942-1151

(臨時休校、自学・自習教室、配食事業
小学1年生特別自習教室に関して)

古賀市教育委員会 学校教育課

TEL：092-942-1130

(学童保育所に関して)

古賀市教育委員会 青少年育成課

TEL：092-942-1172

(保育所等、でんでんむしに関して)

古賀市 保健福祉部 子育て支援課

TEL：092-942-1157